

答申第 603 号

平成 27 年 3 月 18 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 10 月 25 日付けで諮問された特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その 2）（諮問第 652 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定会議の事務局メモ及び議事録を作成していないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年8月6日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、特定会議の事務局メモ、議事録及び資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成25年8月20日付けで、本件行政文書のうち、事務局メモ及び議事録（以下「本件不存在文書」と総称する。）は作成していないとして、一部非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年10月18日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、特定日に開催された県教育委員会の委員協議会（以下「本件会議」という。）に関するものである。
- (2) 本件会議は、特定科目の教科書の採択についての請願（以下「本件請願」という。）に係る重要な請願書と意見陳述に関する内容に対して、非公式とはいえ、また自由な意見交換の場とはいえ、実質的な協議、検討がなされる場でもある。しかも、後日、本件請願の採決を行うことから、本件会議は極めて重要な意味を持つはずである。本件会議は正式な公務の場所であり、出席者である教育委員（以下「本件委員」という。）は公職にある方々である。非公式の協議の場という位置付けであるとしても、何らかの情報となる記録は残すべきものであり、原則として県民に何らかの情報は公開されるべきと

考える。

- (3) 「意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮すべきである」という条例第5条第3号などの観点から、会議録も無く、事務局メモすら残さないという本件会議のあり方は、会議として大問題であり到底納得できるものではない。

#### 4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第13条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から本件委員が自由に論議を行う研究協議の場であることから非公開で行っており、議事録は作成していない。
- (2) 本件会議では、本件請願に関する本件委員の意見交換について、事務局はメモを残していない。
- (3) 以上により、本件不存在文書は、非公開とした。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

##### (2) 本件会議について

本件会議は、地教行法に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。

##### (3) 本件不存在文書について

ア 前記(2)のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議

録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。

イ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 10 月 25 日	○ 諮問
11 月 11 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 2 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 6 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 1 月 13 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 11 日 (第 141 回部会)	○ 審議
11 月 13 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
11 月 27 日 (第 143 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 144 回部会)	○ 審議
平成 27 年 1 月 22 日 (第 145 回部会)	○ 審議
2 月 26 日 (第 146 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員

(平成 27 年 3 月 18 日現在) (五十音順)